

会社法に規定されている、会社の内部情報の収集手段

資料の種類	請求者	請求の内容	請求の条件等	請求拒絶 / 不許可事由
定款（第31条第2項～第4項）	・株主 ・債権者	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる	—
	・親会社の株主		・権利を行使するため必要があるとき ・裁判所の許可	
株主名簿（第125条第2項～第5項）	・株主 ・債権者	・閲覧 ・謄写	・営業時間内はいつでも請求できる ・請求の理由を明らかにする	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の確保または行使に関する調査以外の目的での請求 ・会社の業務の遂行を妨げまたは株主の共同の利益を害する目的での請求 ・閲覧等により知り得た事実を利益を得て第三者に通報するための請求 ・過去2年以内において株主名簿の閲覧等によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある
	・親会社の株主		・権利を行使するため必要があるとき ・裁判所の許可 ・請求の理由を明らかにする	
代理権を証明する書面等（第310条第7項）	・議決権を行使できる株主	・閲覧 ・謄写	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、株主総会の日から3ヶ月間	—
株主総会議事録（第318条第4項、第5項）	・株主 ・債権者	・閲覧 ・謄写	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、株主総会の日から10年間	—
	・親会社の株主		・権利を行使するため必要があるとき ・裁判所の許可 ・会社における備置期間は、株主総会の日から10年間	
取締役会議事録（第371条第2項～第6項）	・監査役設置会社、監査当委員会設置会社および指名委員会等設置会社の株主 ・親会社の株主	・閲覧 ・謄写	・権利を行使するため必要があるとき（※1） ・裁判所の許可 ・会社における備置期間は、取締役会の日から10年間	・会社、親会社、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとき
	・上記以外の株主（※2）		・権利を行使するため必要があるとき ・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、取締役会の日から10年間	—
	・債権者		・役員または執行役の責任を追及するため必要があるとき ・裁判所の許可 ・会社における備置期間は、取締役会の日から10年間	・会社、親会社、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとき

資料の種類	請求者	請求の内容	請求の条件等	請求拒絶 / 不許可事由
監査役会議事録 (第394条第2項 ～第4項)	<ul style="list-style-type: none"> 株主 親会社の株主 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧 謄写 	<ul style="list-style-type: none"> 権利を行使するため必要があるとき 裁判所の許可 会社における備置期間は、監査役会の日から10年間 	<ul style="list-style-type: none"> 会社、親会社、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとき
	<ul style="list-style-type: none"> 債権者 		<ul style="list-style-type: none"> 役員または執行役の責任を追及するため必要があるとき 裁判所の許可 会社における備置期間は、監査役会の日から10年間 	
計算書類等 (第442条第3項、 第4項)	<ul style="list-style-type: none"> 株主 債権者 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧 謄本または抄本の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間内はいつでも請求できる 会社における備置期間は、定時株主総会の日から1週間前の日から5年間 	-
	<ul style="list-style-type: none"> 親会社の株主 		<ul style="list-style-type: none"> 権利を行使するため必要があるとき 裁判所の許可 会社における備置期間は、定時株主総会の日から1週間前の日から5年間 	
会計帳簿 (第433 条第1項～第4項)	<ul style="list-style-type: none"> 総株主の議決権の3%以上の議決権を有する株主 発行済株式の3%以上の数の株式を有する株主 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧 謄写 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間内はいつでも請求できる 請求の理由を明らかにする 会社における備置期間は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間 	<ul style="list-style-type: none"> 権利の確保または行使に関する調査以外の目的での請求 会社の業務の遂行を妨げまたは株主の共同の利益を害する目的での請求 会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき 閲覧等により知り得た事実を利益を得て第三者に通報するための請求 過去2年以内において会計帳簿の閲覧等によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある
	<ul style="list-style-type: none"> 親会社の株主 		<ul style="list-style-type: none"> 権利を行使するため必要があるとき 裁判所の許可 会社における備置期間は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間 	
全部取得条項付種類 株式の取得に関する 事前開示書面等 (171条の2第2項)	<ul style="list-style-type: none"> 株主 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧 謄本または抄本の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間内はいつでも請求できる 会社における備置期間は、株主総会の日または全部取得条項付種類株式の株主に対する通知もしくは公告の日のいずれか早い日から取得日後6ヶ月を経過する日までの間 	-
全部取得条項付種類 株式の取得に関する 事後開示書面等 (173条の2第3項)	<ul style="list-style-type: none"> 株主 取得日に株主であった者 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧 謄本または抄本の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間内はいつでも請求できる 会社における備置期間は、取得日から6ヶ月間 	-

資料の種類	請求者	請求の内容	請求の条件等	請求拒絶 / 不許可事由
株式等売渡請求に関する事前開示書面等 (179条の5第2項)	・株主	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、売渡株主に対する通知または公告のいずれか早い日から取得日後6ヶ月を経過する日までの間	—
株式等売渡請求に関する事後開示書面等 (179条の10第3項)	・取得日に売渡株主等であった者	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、取得日から6ヶ月間（非公開会社の場合は取得日から1年間）	—
株式の併合に関する事前開示書面等 (182条の2第2項)	・株主	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、株主総会の日の2週間前の日または株主に対する通知もしくは公告の日のいずれか早い日から効力発生日後6ヶ月を経過する日までの間	—
株式の併合求に関する事後開示書面等 (182条の6第3項)	・株主 ・効力発生日に株主であった者	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、効力発生日から6ヶ月間	—
組織再編に関する事前開示書面等 (782条3項、794条3項、803条3項)	・株主 ・債権者（株式交換完全子会社・株式移転完全子会社の場合は新株予約権者のみ）	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、株主総会の日の2週間前の日、株主に対する通知もしくは公告の日、債権者に対する催告もしくは公告の日等のいずれか早い日から効力発生日後6ヶ月を経過する日までの間	—
組織再編に関する事後開示書面等 (791条3項4項、801条4項～6項、811条3項4項、815条4項～6項)	・株主 ・債権者 ・その他の利害関係人	・閲覧 ・謄本または抄本の交付	・営業時間内はいつでも請求できる ・会社における備置期間は、効力発生日後 / 新会社成立の日から6ヶ月間	—

※1 新株発行差止めの仮処分の申立て（210条）、新株発行無効確認訴訟の提起（828条1項2号）、株主総会決議取消訴訟の提起（831条）、株主代表訴訟の提起（847条）、取締役の責任追及（429条）等の準備のために認められるとされています。

※2 監査役が監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款がある会社は、会社法上の監査役設置会社には該当しないため、当該会社の株主は、会社の営業時間内はいつでも、取締役会議事録の閲覧等が可能となります。